就学事務システム（就学援助）の標準仕様作成事業
就学援助事務システム標準化ワーキングチーム（第１回）議事概要

１．日 時　　令和３年６月８日（火）　１０：００～１２：１０
２．会議形式　　オンライン会議
３．出席者　　構成員：井高委員、北村委員、佐藤委員、玉川委員、土屋委員、巴山委員、武藤委員、山田委員、米岡委員
事務局：文部科学省修学支援ＰＴ、アビームコンサルティング株式会社
４．議 事
（１）ワーキングチーム構成員の紹介
（２）第１回全国意見照会の結果概要の説明
（３）標準機能要件に関する協議

５．議事概要
〇事務局から、第１回全国意見照会の結果概要について説明が行われ、続いて標準機能要件に関する意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。

６．意見交換概要
〇児童生徒の健康診断情報について、就学援助事務システムを用いずに学校ごとに管理しているケースがある。標準仕様書では、健康診断情報を学校ごとに就学援助事務システムに登録する想定か。
→システムの利用者は教育委員会を想定しているが、権限の付与により学校の教職員でも登録可能になる想定である。
〇医療券の取り扱いは自治体ごとに方針が異なるものかは分からないが、医療券の申請対象者は就学援助の対象者に限定することで不都合がある自治体があると想定されるため、自由度の高い設定ができる記載にしておく方が望ましいと考える。
→第１回意見照会で提示された意見を踏まえ、就学援助の対象者に限定して医療券を発行できる仕様としている。現行案を第３回意見照会に諮り、自治体からの意見を踏まえ最終的な方針を決定する。

〇現在、本市ではほとんど医療券を発行していないが、標準仕様書に準拠したシステム（以下、標準準拠システム）導入後にシステムから医療券を発行する方針となった場合、医療券の発行機能を追加することは可能か。
→当該機能はオプション機能として位置づける想定のため、選定した標準準拠システムが実装していれば機能の追加が可能となり、実装していなければ機能の追加は不可能となる。

〇本市では、全ての児童生徒に申請書を配布し、就学援助の希望の有無を回答してもらっている。「就学援助の希望」の管理をオプション機能として記載して欲しい。
→承知した。

〇申請情報の登録について、本市では申請書に出力した世帯ごとに振っているバーコードを読み取ることで就学援助システムに登録できるようになっている。そういう運用が可能な仕様も検討してほしい。また、標準仕様書（案）は、オンライン申請を視野に入れていると見受けられるが、オンライン申請で受け付けた情報を、就学援助事務システムに登録できる仕様とするという理解でよいか。
→オンライン申請の場合も、就学援助事務システムに登録する際にはCSV等のファイルに変換し、システムに取り込むと想定される。そのため、現行の標準仕様書案にて対応可能である。

〇地区民生委員の登録・管理について、現在就学援助事務システムにて管理している自治体は、標準化によってシステム管理ができなくなる想定か。

→申請情報の備考欄を利用することで、一定の情報管理は可能と想定される。具体的にどのように地区民生委員の管理を実施しているか、意見元の自治体に詳細を確認した上で標準化方針を検討する。

〇生活保護制度が変更になった場合は、認定基準額マスタの変更が必要になる自治体もあると考える。その場合、マスタで扱う項目が限定的だと、対応ができなくなる可能性があるため、あらかじめ柔軟に設定可能な項目を用意しておいた方がよいと考える。
→生活保護制度が大きく変更された場合は、標準仕様書自体も改訂される想定である。また、標準仕様書は、法制度の変更に合わせて随時更新される想定である。

〇転入したばかりで所得情報を把握していない申請者については、「2.2.3.所得情報管理」にて、所得課税状況書類を管理することで審査可能となる想定か。
→ご認識のとおりである。

〇本市では、年度途中に大きく所得額が変動した者については、年度当初に個人住民税システムから取得した所得額を就学援助システム上で変更している。
→「2.2.4.所得情報管理」にて、個別に所得額の調整が可能である。
〇給与所得者及び公的年金所得者については一律で総所得から１０万円控除している。そのため、「2.2.4.所得情報管理」は、特定の条件に合致する者の所得を一括で調整できる仕様が求められる。
→承知した。大規模自治体向けのオプション機能として、標準仕様書に記載する。

〇所得額の調整方法について、自治体によって様々であり、配偶者控除や医療費控除等、何を用いているかを全て把握しているわけではなく、将来の税制改正を見込んだ項目設定も困難である。よって、税システムから取得できる情報を自由に選択できる仕様とするのが望ましい。
→控除額の記載方法については、自治体からの意見を再度精査し、多様な控除方法に対応できるよう、機能の具体化を図る。配偶者控除、医療費控除以外に用いている控除はあるか。
〇社会保険料控除、生命保険控除、地震保険料控除等を用いている。
→承知した。

〇新入学児童生徒学用品費等の年度を跨いだ差額支給については、オプション機能とするのが良いと考える。実施していない自治体も多く、実装すべき機能とした場合は開発費用の増加が懸念される。
→自治体によって実施有無が分かれるのであれば、オプション機能に変更する。

〇「2.4.2.新入学児童生徒学用品費等の入学前支給に係る支給対象外設定」及び「2.4.4.就学奨励との併給確認」について、併給対象者はアラートだけでなく、一覧としても出力できるのか。
→一覧としての出力は想定していない。業務上必要であれば、標準仕様書に追記する。
〇就学奨励対象者の管理がオプション機能のため、実装していない自治体では、アラート表示自体不可能ではないのか。
→就学奨励関連機能の取り扱いについては、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下、「IT室」）と再度方針を協議し、標準仕様書案に反映の上、第３回意見照会時にご提示する。

〇他都市から転入してきた小１及び中１については、転出した都市で新入学児童生徒学用品費等を支給されていないかを照会で確認しているため、他都市での支給の有無がわかるようにして欲しい。
→承知した。

〇給食費や修学旅行費等、学校から支給情報を提供してもらう費目について、上限額や対象費目の齟齬が生じた場合のチェック機能が必要と考える。
〇上限額や対象費目の齟齬に加えて、認定日との不整合についてもチェックする必要がある。

→学校から提供される支給情報との整合チェック機能を標準仕様書案に追加する。

〇支給額について、登録後に調整することは可能か。
→「4.2.5. 支給額算定」にて、自動算定される各支給対象費目の支給額について、手動でも入力が可能となっている。

〇各費目の支給額は、マスタ等で管理する想定か。
→「4.2.4.支給費マスタ管理」にて管理する想定である。

〇給食費等の支給情報を学校にて作成する場合、出力された CSV ファイル等を教育委員会にて取り込むのか、または、学校ごとに直接システムに入力するのか。
→標準仕様書案では前者を想定しているが、後者も可能な仕様としている。

〇例えば７月に認定された場合は、４月に遡って就学援助費を支給している。そのため、認定結果管理の管理項目として、「認定日」を追加して欲しい。
〇加えて「認定期間」の管理も必要である。
→どちらの項目も業務上必須と想定されるため、標準仕様書案に追記する。

→DV 情報を紙出力することについて、業務上問題はないか。
〇各自治体で関係部署と調整の上、機能を活用するか、しないかを含め、権限管理者の元、適切に情報管理ができれば問題ないと考える。

〇通知書等の送付先住所が学齢簿管理システム及び住民記録システム上の住所と異なる場合に、アラートを表示することで、誤った送付先設定を防止できると考える。
→送付先住所が学齢簿管理システム及び住民記録システム上の住所と異なる場合にアラート表示する機能を、標準仕様書案に追記する。

〇本市では学校で就学援助事務システムを扱う運用をしていないが、学校で就学援助事務システムを利用して口座登録・支払業務を行う場合は、他校の情報を参照できないように権限設定を行う必要があるのではないか。

〇本市では、登録した保護者口座が使用不可となっている等の理由により、就学援助費を保護者口座に振り込めなかった場合は、代わりに学校長口座に振り込み、学校から直接支給してもらっている。
〇申請いただいている保護者口座に振り込めなかった場合は、銀行から振込できなかった方のリストをもらい、他の口座等の調整がつかなかった方等については、学校長口座に振り込む場合がある。
→最初から振込先として学校長口座を指定することもあるか。
〇学校にて、費目ごとに口座を設定できるが、通常は保護者口座にするようお願いしている。利用可能な保護者口座がない場合や振込不能となった場合等において、学校長口座に振り込む。

〇標準化後の、導入ベンダの調達方法は決まっているか。
→確定はしていないが、IT 室及び総務省を中心として、「ベンダは、標準準拠システムを開発し、ガバメントクラウド上に構築する。自治体は、その中からベンダ間の差異（オプション機能の実装有無等）を鑑み、自団体に最も適したシステムを導入する。」という方針で検討が進んでいる。
〇現在利用しているシステムを引き続き利用したい場合は、現行ベンダにて改修を行い、標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築してもらう必要があるという認識であっているか。
→ご認識のとおりである。

〇実装すべき機能とオプション機能のどちらにも記載されていない要件は、カスタマイズ等によ

り実装できるのか。
→原則カスタマイズ不可となるため、標準仕様書に記載されていない機能は実装できない。
〇就学援助制度は、生活保護制度や児童扶養手当のように、法律で制度の骨格が定められているものではなく、自治体ごとに制度や業務プロセスが大きく異なるため、標準化自体がなじまない領域と考える。そのため、認定基準額マスタについて、自治体独自の項目を設定できる仕様にしたり、管理項目に「等」を付けて自由度を高めたりすることで、自治体固有の方針に対応できる形で標準仕様書を作成する必要がある。
→御意見の趣旨は理解した。一方で、標準仕様書の内容が、自由に解釈できる記載となると、ベンダ間で解釈に差異が生じ、ベンダごとに異なる機能のシステムが提供されてしまうおそれがある。そのため、誰が読んでも同じ解釈ができる形で明確に標準仕様を定義するのが望ましい。
→標準仕様を明確に定義しつつも、自治体の独自性をなるべく尊重できるように、特に認定に係る部分等は柔軟性のある形で標準仕様書を作成する予定である。

〇標準化後は、就学全体の統合パッケージとして提供されるのか、または就学援助個別のパッケージとして提供されるのか。
→ベンダの裁量により、どちらの形での提供も可能になる想定である。

〇標準準拠システムとしての要件を満たしているか否かは、認証制度等に基づき判断するのか。
→現段階では、標準準拠システムの認証制度等は具体的には検討されていない。

〇標準仕様書の開示はいつ頃になる想定か。
→就学援助事務システムの標準仕様書は令和３年８月末に初版を完成予定であるが、他業務の作成完了が令和４年度になり、その後全体の調整を実施予定のため、ベンダが実際、開発を開始するのは令和４年度以降になる想定である。